

筑西市地産地消推進店認定基準

◎認定を受けるためには、次の認定基準に該当する必要があります。

【 共通事項 】

- (1)地産地消の推進に協力し、市内産農産物等を積極的に活用・PRし、かつ、今後もその取り組みを進めていこうという意欲があること。
- (2)市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力すること。
- (3)推進店であることを市のホームページや広報紙、パンフレット等で紹介されることを承諾すること。
- (4)食品衛生法(昭和22年法律第233号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)その他関係法令を順守すること。
- (5)筑西市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと並びにこれらのものと密接な関係がないこと。

【 飲食店個別事項 】

- (1)1年のうち概ね8月以上、市内産農産物等を使用した料理等を提供すること。
- (2)市内産農産物等を使用する料理等について、使用する市内産農産物等をメニュー表や掲示板等で分かりやすく表示すること。

【 小売店個別事項 】

- (1)市内産農産物等であることを消費者に分かりやすく表示すること。
- (2)1年のうち概ね8月以上、市内産農産物等を販売すること。

【 直売所個別事項 】

- (1)市内産農産物等であることを消費者に分かりやすく表示すること。
- (2)市内産農産物等を量的又は金額的に概ね5割以上販売すること。